【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱さいバラス製造業）
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	軽油引取税：外（地方税 17）
		②	上記以外の税目	ー
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 　鉱さいバラス製造業を営む者（中小事業者等に限る）の事業場内において専ら鉱さいの破砕、鉱さいバラスの集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に供する軽油について、1kL につき 15,000 円（15 円／L）の課税を免除する。
				《要望の内容》 措置の適用期限を 3 年間延長し、令和 12 年 3 月 31 までとする。
				《関係条項》 地方税法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 5 号 地方税法施行令附則第 10 条の 2 の 2 第 9 項
5	担当部局			経済産業省製造産業局金属課金属技術室
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和 8 年 8 月 分析対象期間：令和 5 年度～令和 11 年度
7	創設年度及び改正経緯			・昭和 39 年度（創設） 　課税免除対象用途は「鉱さいバラスの集積等のために使用する機械の動力源」 ・平成 21 年度税制改正により軽油引取税は目的税（道路特定財源）から普通税に改められたことにより、使途制限が廃止。課税免除措置については 3 年間（平成 21 年度～平成 23 年度末）存続。さらに、平成 24 年度、平成 27 年度、平成 30 年度税制改正において、それぞれ 3 年間存続。 ・令和 3 年度税制改正において、適用対象を中小事業者等に限定し、課税免税措置を 3 年間存続。さらに、令和 6 年度税制改正において、3 年間存続。
8	適用又は延長期間			3 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日）
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 　ものづくり産業における基礎物資である鋼材の安定的な供給、安全・安心な国民生活や環境問題の解決につながるものづくり等を推進することによって、我が国産業の国際競争力強化を実現する。また、鉄鋼スラグ製品の供給体制の確保を通じた資源の有効利用等を促進する。
				《政策目的の根拠》 　幅広い産業で活用される鋼材の生産工程において必然的に生じる副産物である鉱さいを再生資源に利用できるよう加工する鉱さいバラス製造業は、その多くが中小事業者であり、我が国の基幹産業である

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>鉄鋼業の発展を支える重要な位置づけを担っている。また、鉱さいバラスは平成 12 年に制定されたグリーン購入法の公共工事における「特定調達物品」として指定され、土木資材として全国各地で有効利用されており、省資源・省エネルギーの観点からもリサイクル材としての役割はますます重要となってきている。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>②</td><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td>4．情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>③</td><td>租税特別措置等により達成しようとする目標</td><td>鉱さいバラス製造事業者の経営安定及び鉱さいのセメント材料等への安定的なリサイクルによる資源の有効利用等を促進し、鉱さいバラスの供給体制の確保を実現するため、鉱さいバラス製造事業者数（令和 5 年度：事業者数 21）及び鉱さいのリサイクル率（令和 5 年度：99.4、%）を現状と同程度維持することを目標とする。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>④</td><td>政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与</td><td>鉱さいバラスの製造に係る燃料コスト低減により事業者の経営安定化を図ることで、鉄鋼スラグ製品の供給体制を維持し、鉱さいの安定的な利用を通じた資源の有効利用促進に寄与する。</td></tr>
<tr><td>10</td><td>有効性等</td><td>①</td><td>適用数</td><td>
<table>
<tr><td>区分＼年度</td><td>令和5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr>
<tr><td>適用件数（件）</td><td>9</td><td>8</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td></tr>
<tr><td>軽油使用量（kL）</td><td>4,370</td><td>3,812</td><td>3,500</td><td>3,965</td><td>3,965</td><td>3,965</td><td>3,965</td></tr>
</table>

【算定根拠】
鐵鋼スラグ協会調べ
令和 8～11 年度は推定値</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>②</td><td>適用額</td><td>
<table>
<tr><td>区分＼年度</td><td>令和5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td></tr>
<tr><td>適用件数（件）</td><td>9</td><td>8</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td></tr>
<tr><td>適用額（百万円）</td><td>140</td><td>122</td><td>112</td><td>59</td><td>59</td><td>59</td><td>59</td></tr>
</table>

【算定根拠】
鐵鋼スラグ協会調べ
令和 8～11 年度は推定値
暫定税率の廃止に伴い、課税免除額が令和 8 年度より以下のとおり変更。
1kL につき 32,100 円（32.1 円／L）→15,000 円（15.0 円／L）</td></tr>
</table>

③ 減収額

区分＼年度	令和5	6	7	8	9	10	11
適用件数（件）	9	8	7	7	7	7	7
減収額（百万円）	140	122	112	59	59	59	59

【算定根拠】
鐵鋼スラグ協会調べ
令和 8～11 年度は推定値
暫定税率の廃止に伴い、課税免除額が令和 8 年度より以下のとおり変更。
1kL につき 32,100 円（32.1 円／L）→15,000 円（15.0 円／L）

④ 効果

《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》
＜鉱さいのリサイクル率＞

区分＼年度	令和5	6	7	8	9	10	11
リサイクル率	99.4%	99.3%	99.4%	99.4%	99.4%	99.4%	99.4%

令和 7～11 年度は推定値

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
鉱さいのリサイクル率の令和 5～6 年度の値は、鐵鋼スラグ協会が発刊する「鉄鋼スラグ統計年報(2024 年度版)」より、以下の計算式で算出した。
（スラグ利用量－スラグ埋立量）／スラグ利用量

《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》
鉱さいバラスの製造に係る燃料コスト低減により事業者の経営安定化を図ることで、鉱さいのリサイクル率の維持に寄与している。

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
＜鉱さいのリサイクル率＞

区分＼年度	令和5	6	7	8	9	10	11
リサイクル率	99.4%	99.3%	99.4%	99.4%	99.4%	99.4%	99.4%

令和 7～11 年度は推定値

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
鉱さいのリサイクル率の令和 5～6 年度の値は、鐵鋼スラグ協会が発刊する「鉄鋼スラグ統計年報(2024 年度版)」より、以下の計算式で算出した。

				（スラグ利用量－スラグ埋立量）／スラグ利用量
				《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 10①に記載の適用数は、事業者の経営規模や営業利益等のデータ取得及び分析のため業界調べによるデータを使用（業界統計においては適用数 10 件未満）しているところ、総務省「道府県の課税状況等に関する調」においては適用数 20 件程度となっている。 （ 令和 5 年度 21 件、令和 6 年度 18 件）
		⑤	税収減を是認する理由等	本措置により、鉱さいバラス製造事業者の経営安定化を図るとともに、安定的な鉱さいのリサイクルを通じて資源の有効利用等を促進し、供給体制の確保に寄与している。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	補助金や低利融資といったその他の手段は、一定程度資金繰りの改善には資するものの燃料費という恒常的な事業コストを直接低減するものではない。他方、軽油引取税の課税免除措置は、重機稼働に不可欠な軽油使用に着目し、課税段階で簡素かつ直接的に負担を軽減できること、燃料費高騰時においても資金繰りの悪化を抑制する効果があることから、他の手段と比較しても妥当性が高いと考えられる。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置や義務付け等は無し。
		③	地方公共団体が協力する相当性	安定的にリサイクル材として鉱さいを利用し、資源の有効利用を推進することは、最終処分される廃棄物の削減に資するものであり地方公共団体が行う廃棄物処理の負担軽減に寄与する。
12	有識者の見解			ー
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			評価実施時期：令和 5 年度